

## 同門会規約

1. 名称 本会を三重大学医学部第一外科同門会（以下、同門会）と称し、事務局を三重大学大学院医学系研究科 臨床医学系講座 肝胆膵・移植外科学分野（第一外科）に置く。
2. 目的 本会は同門会会員の親睦と学識の向上をはかることを目的とする。
3. 会員 会員は本会の目的に賛同する第一外科並びに第一外科関連病院在籍者（過去の在籍者も含む）で幹事会の承認を得られた者とする。
4. 役員 本会に次の役員を置く。
  - 会長 会長は幹事会で推薦され、総会において承認される。会長は本会のすべての会務を統轄し、本会を代表する。任期を2年とし、再任を妨げない。
  - 顧問 臨床医学系講座 肝胆膵・移植外科学分野教授の任にある者を顧問とする。
  - 名誉顧問 三重大学医学部第一外科教授の任にあった者を名誉顧問とする。
  - 名誉会員 会長経験者を名誉会員とする。
  - 幹事 幹事は准教授、講師経験者およびそれに準ずると認められた者で、幹事会の推薦、承認を得た者とし、年に1回以上幹事会を開催して本会の運営を議し、会長を補佐して本会の発展につとめる。任期を2年とし、再任を妨げない。
  - 常任幹事 常任幹事は幹事会で幹事の中から互選され、本会の運営を円滑に計る。常任幹事の定数は8名程度、任期を2年とし、再任を妨げない。
  - 監事 監事は幹事会で会員のなかから選出し、本会の運営と会計の監査を行う。監事は2名とする。任期を2年とし、再任を妨げない。
5. 会計 本会の運営資金は会費及び寄付金をもってこれに充てる。  
会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日までとする。
6. 会費 会費は年間20,000円とする。  
名誉顧問、名誉会員及び喜寿を迎えられた77歳以上の会員からは会費を徴収しない。会費は総会の日に徴収し、総会に出席できない場合は振替用紙にて払い込む。
7. 行事 年1回総会を開催する他、会員名簿を作成し、同門会誌を発行する。
8. 会則の改正 会則の改正は幹事会で議決し、総会で承認を得る。
  - 附則 本会則は昭和59年1月15日より発効する。
  - 附則 本会則は平成10年1月16日より施行する。
  - 附則 本会則は平成15年1月27日より施行する。
  - 附則 本会則は平成16年1月26日より施行する。
  - 附則 本会則は平成17年1月23日より施行する。
  - 附則 本会則は平成18年1月23日より施行する。
  - 附則 本会則は平成21年1月26日より施行する。
  - 附則 本会則は平成23年1月24日より施行する。
  - 附則 本会則は平成25年1月27日より施行する。